

第2章

計画の施策と取組

基本目標Ⅰ

人権の尊重と共生社会に対する意識づくり

誰もが、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、すべての市民の願いです。

しかしながら、永い間に作り上げられてきた社会制度や慣習により、「男は外に出て仕事、女は家庭を守るもの」といった、性別によって役割を固定的に考える意識・慣習が根強く残っています。そうした固定的な役割分担の意識を解消し、すべての人が互いに手を取り合い、自らの考えで生き方を選択できる社会を実現するためには、共生社会についての意識づくりがなによりも大切です。

また、幼児期からの、他人を思いやり尊重し合う心を育む教育や学習が重要であり、子どもの成長に応じてその機会が提供されることが必要であることから、学校教育現場における人間形成に資する取組にも力を入れていく必要があります。

さらに、DV(ドメスティック・バイオレンス)⁸や性暴力、児童、障がい者、高齢者への虐待などの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、根絶すべき問題です。DVや児童虐待などは、人の目に付かない家庭内で行われることが多く、被害が潜在化する傾向にあります。そのため、周囲の人による関係機関への連絡や、被害者自身が相談しやすい窓口の周知、及び被害の未然防止に向けた啓発を推進していくことが重要です。また、暴力の被害者には心身共にケアが必要であり、それぞれのケースに応じた専門機関との連携、サービスや制度の紹介、相談員による相談など、寄り添った支援体制の確立も重要です。

重点目標

- (1) 共生社会を目指す社会的意識の醸成
- (2) 互いに他を思いやり尊重し合う心を育む学校教育の推進
- (3) 人権に対する意識の醸成と暴力の根絶

⁸ 一般的には夫(妻)、パートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力(例:妻の存在を理由なく無視する)や経済的暴力(例:生活費を渡さない)なども含む。すべてのDVは犯罪であり、DV防止法(正称、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が2001年に公布された。

●施策と取組

重点目標(1) 共生社会を目指す社会的意識の醸成

男女共同参画社会を形成するには、男女共同参画に関する認識を深め、性別によらない視点から家庭・地域における様々な慣行等を見直すことが求められています。そのため、広報等を活用し啓発するとともに、人権を尊重し共生社会を推進する学習機会を提供します。

基本施策① 社会的、文化的につくられた性差にもとづく制度・慣行の見直し

- 市の制度や慣行に、性別による不合理な偏りがないよう配慮していきます。
- 男女共同参画に関する事業について、事業実績の把握に努めます。
- 多様な性的指向⁹や性自認¹⁰に対する偏見や差別の解消に努めます。

取組の内容	担当課
・市の制度や慣行における、性別による不合理な偏りに対する配慮を促し、偏りが確認された場合は状況調査を実施します。	総合政策課
・多様な性的指向や性自認に配慮した制度の実施のため、先進事例などの情報収集に努めます。	総合政策課

⁹ 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。

¹⁰ 自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。多くの人は、出生時に決定された性別に違和感を持たずに生活しているが、戸籍に登録された性別が違っていると感じていたり、男女のどちらの性別にも当てはまらないと感じている人もいることが知られるようになった。出生時に決定された性別に違和感がある場合、戸籍の性別の訂正や変更、ホルモン療法や身体の手術を通じて違和感のない性別への移行を望むこともある。

基本施策② 男女共同参画に関する意義・意識の啓発

- 各種パンフレットやインターネット、市の広報等を活用した情報の提供と啓発を促進します。
- 情報の収集や提供により、男女共同参画社会の知識の普及・理解の促進に努めます。

取組の内容	担当課
・市のウェブサイトにも男女共同参画計画の内容を公表し、取組状況の周知に努めます。	総合政策課
・各種パンフレットやウェブサイト、市広報等を活用した情報提供と啓発促進に努めます。	総合政策課
・街頭キャンペーン等の啓発イベントを実施します。	総合政策課

基本施策③ 男女共同参画推進のための意見交換と学習機会の提供

- 男女共同参画推進のための意見交換会の開催に努めます。
- 市民がともに尊重し合える社会形成のため、学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画推進に関する制度の周知と活用を推進します。

取組の内容	担当課
・意見交換の場として、男女共同参画推進協議会、男女共同参画ネットワーク会議を開催します。	総合政策課
・啓発、学習の場として男女共同参画市民講座を開催します。	総合政策課
・男女共同参画推進活動室の整備と利用促進を図ります。	総合政策課

基本施策④ 市職員の意識づくりの推進

- 男女共同参画推進に対する意識の向上を図るため、職員研修を行います。

取組の内容	担当課
・専門的研修、民間企業や団体への派遣研修の充実を図ります。	総務課

重点目標(2) 互いに他を思いやり尊重し合う心を育む学校教育の推進

互いの個性を尊重し、理解し合う人間形成には教育が重要な役割を担っています。性別にとらわれず一人ひとりが人権を尊重し、相互理解が深まるよう、コミュニティ・スクール¹¹を一層推進し、家庭・地域・学校における教育・学習の充実を図ります。

基本施策① 家庭や地域の人々と一体となった学校教育の推進

- 地域や学校の特色を生かした体験的な活動を積極的に取り入れるとともに、家庭・地域との連携により、児童生徒の自発的なボランティア活動の推進に努めます。
- 男女共同参画についての意識を見直し、適切な指導が図られるよう研修の充実に努めます。
- 学校教育の中で、ボランティア活動や障がい者・高齢者等との交流、さらには勤労体験活動等を推進し、児童生徒が体験的に人権尊重の意義を学ぶことができるよう努めます。
- 職業体験などを通じて、職業に対しての正しい理解と知識を深められるよう、キャリア教育¹²の一層の推進を図ります。

取組の内容	担当課
・学校評議会、学校運営協議会委員、「子ども110番の家」等との連携強化を図ります。	学校教育課
・長期休業などを活用したボランティア活動事業を実施します。	学校教育課
・地域や学校の特色を生かした体験学習や交流学习を推進します。	学校教育課
・地域人材を活用した進路指導講演会等により、キャリア教育の推進に努めます。	学校教育課

¹¹ 学校・保護者・地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。学校運営協議会制度とも。本市では2015年度（平成27年度）から全ての小・中学校で取り組んでいる。

¹² 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

基本施策② 互いの個性を尊重し合い、相互理解が深まる心の教育の推進

- 人間的な触れ合いを深める体験的な活動を重視し、互いの個性を尊重するとともに相互理解が深まるよう努めます。
- 教師と児童生徒、児童生徒相互の触れ合いの機会を重視し、信頼関係に満ちた好ましい人間関係の構築に努めます。
- スマートフォン、SNS¹³の急速な普及に対応するため、情報モラルやメディアリテラシー¹⁴に関する指導を一層強化します。
- 家庭科や道徳、総合的な学習の時間等を中心に、体験的な学習を通して家事や育児、介護等を学習するとともに、学校教育の全体を通して人権尊重や共生社会について理解を深めていきます。
- 性別にとらわれず、一人ひとりの違いや個性を大事にした教育を進め、人間の尊厳を守り、すべての生命を尊重する子どもの育成に努めます。

取組の内容	担当課
・市教職員研修会において、市の教育方針の説明・周知を図ります。	学校教育課
・諸研修や学校訪問の場での指導を徹底します。	学校教育課
・PC、スマートフォン等を用いた、SNS等によるコミュニケーションにおけるマナーや危険性、メディアリテラシーについての指導を実施します。	学校教育課
・男女混合名簿の導入、標準制服の選択肢拡大など、教育現場における多様な性的指向や性自認に対して配慮します。	学校教育課

¹³ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットサービスのこと。有名なものに Facebook、LINE、X（旧 Twitter）、Instagram などがある。

¹⁴ メディアを、真偽を見極め取捨選択しながら主体的に読み解く能力。メディアにアクセスし、活用する能力。

重点目標(3) 人権に対する意識の醸成と暴力の根絶

基本的人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための根底となる考え方であり、この視点に立った情報の提供に努めます。また、暴力については、関係機関との連携を図りながら、暴力の発生を未然に防ぐとともにその根絶に向け、環境の整備と相談・支援体制の充実を図ります。

基本施策① メディアにおける人権の尊重

○男女共同参画の視点に立った表現を用いるように努めます。

取組の内容	担当課
・誰にでも親しまれる広報紙を目指し、男女共同参画の視点に立った表現を用いて紙面を作成します。	広報広聴課
・刊行物等の作成において、男女共同参画の視点に立った表現を使用するよう努めます。	全ての課

基本施策② あらゆる暴力を根絶するための環境整備

- 広報・啓発により暴力の発生を未然に防止するよう努めるとともに、関係機関との連携による対応の仕組みを検討します。
- DV防止法、売春防止法、児童福祉法など関係法令の厳正な運用を図り、相談窓口の充実及び被害者支援の取組を行います。

取組の内容	担当課
・相談内容に応じ、専門機関へのつなぎを行うほか、必要に応じて連携しながら対応します。	市民課
・要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待やDV等の問題について関係機関と連携を図りながら対応します。	こども未来課
・男女共同参画推進活動室において、関係機関の機関誌やパンフレットなど、広報・啓発媒体の充実を図ります。	総合政策課
・街頭キャンペーンなど、DV防止に向けた広報・啓発活動を推進します。	こども未来課
・デートDV ¹⁵ 、JKビジネス ¹⁶ 、セクシュアル・コンセンスト ¹⁷ 等に係る若年層に向けた啓発を推進します。	健康づくり課 こども未来課 学校教育課
・DV被害者の安全確保、心のケア、ケースに応じた制度や専門機関の紹介など、関係各課が連携し、寄り添った支援を行います。	健康づくり課 こども未来課

¹⁵ 同棲していない交際相手からの身体的・精神的・経済的暴力。特に若年層でのデートDVは学校でのいじめにつながるなど予防啓発が必要である。

¹⁶ 女子高生（JK）による密着なサービスを売りにした商売のこと。いわゆる「JKリフレ」や「JKお散歩」などと呼ばれるサービスが含まれ、その実態は性産業に近く、性犯罪などの危険性が指摘されている。

¹⁷ 性的同意。性的行為を行う前に、両者が確認する同意のこと。性的行為は必ずお互いの意思を尊重し、同意した上でなければならず、それがない場合は強姦や性的暴行、セクハラと見なされる。

基本施策③ 市民の不安・悩みを解消する相談体制の充実

○相談窓口を開設し、市民の不安・悩みの解消に努め、内容によっては関係機関との連携を図ります。

取組の内容	担当課
・相談内容に応じ、専門機関へのつなぎを行うほか、必要に応じて連携しながら対応します。	市民課
・プライバシーに配慮した相談室（個室）を確保するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。	健康づくり課 こども未来課 福祉支援課
・担当保健師による継続的な関わりを実施し、相談者が安心できる支援を図ります。	健康づくり課
・家庭相談員等による相談対応を実施し、ケースに応じて児童相談所や女性相談所等の専門機関と適切な連携を図ります。	こども未来課
・多様な性的指向及び性自認に対する相談にも対応します。	健康づくり課
・総合相談窓口の設置により、重層的な問題に対する相談支援を実施します。	福祉支援課

●指標・目標

指標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
・啓発イベントの満足度	—	100%
・男女共同参画推進活動室の年間利用者数	48人	450人
・こども110番の家指定数	824戸	650戸
・教職員研修の年間実施回数	3回	3回
・男女混合名簿の導入校割合	54%	100%
・地域体験学習や交流学习の実施校割合	100%	100%
・情報モラル教育の実施校割合	100%	100%

基本目標Ⅱ

男女共同参画による活力にあふれたまちづくり

市民がいきいきと個性を發揮し、自分らしく生きていく社会を実現するためには、地域社会において、誰もが意見を述べ合い、喜びも責任も分かち合えるまちづくりが必要です。

近年、女性の政策・方針決定過程への参画は進みつつあるものの、依然としてジェンダ―格差が存在することから、今後は行政、民間を問わず、その格差解消に努めるとともに、これまで意見が届きにくかったLGBTQなど性的マイノリティの視点にも配慮し、これらの人々の意見も取り入れながら、多様な視点による企画立案、運営を進めていく必要があります。

さらに、国外友好都市等との交流活動や市内に居住する外国人との交流によって、異文化理解を促進するとともに、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生の視点に立った環境の整備を図っていくことも重要な課題です。

重点目標

- (1)政策・方針決定の場への共同参画の促進
- (2)地域活動への共同参画の促進
- (3)国際社会への理解と交流・協力

●施策と取組

重点目標(1) 政策・方針決定の場への共同参画の促進

多様化する市民ニーズに対応するには、性別を問わず多様な立場の人々の意見を求め、それぞれの立場の理解を深めていくことが大切です。

そのため、誰もがあらゆる場に参画できるよう、政策・方針決定の場への共同参画の拡大に努めます。また、特に女性の参画を進めるため、女性が能力に応じ各分野において活躍できるよう環境の整備を図ります。

基本施策① 各種審議会・委員会等への男女同数の参画推進

- 審議会等の女性の比率の目標を設定し、その達成に努めます。
- 委員等の公募に際し、ジェンダー割合の均衡に配慮します。

取組の内容	担当課
・ジェンダー割合に偏りのない委員の委嘱に努め、多様な視点による意見集約を行います。	全ての課
・各種審議会、委員会等における女性の参画状況調査を実施し、結果を公表します。	総合政策課

基本施策② 市における女性職員の職域拡大及び管理職への登用

- 幅広い分野で活躍できる女性職員の育成を図ります。
- 組織の方針決定の場への女性職員の参画を推進します。
- 職員の採用に当たっては、性別にかかわらず、適正な能力と意欲を持った有為な人材の確保に向けた取り組みを総合的・計画的に行います。

取組の内容	担当課
・人材育成と能力開発を推進するため、各種研修機会の充実を図ります。	総務課
・個人の意欲や能力が十分発揮できる環境づくりを推進します。	総務課
・総合的な評価のもと、管理監督者への女性の積極的な登用を推進します。	総務課

重点目標(2) 地域活動への共同参画の促進

暮らしやすく活力ある地域社会の構築には、積極的な住民参加が不可欠であり、それは市民の視点・ニーズを取り入れることによってもたらされます。誰もが地域・社会活動に参画できるよう、リーダーとなる人材の育成やコミュニティ活動、ボランティア活動を支援するとともに、積極的に参画できる環境を整えます。

基本施策① 誰もが社会的、文化的利益を均等に享受できる環境の整備

○誰もが気軽に市主催の会議や行事等に参加し、積極的に活動できる環境整備に努めます。

取組の内容	担当課
・市主催の会議や行事等を開催する際に、子育て世代の参加を促進するため、託児サービスの実施に努めます。	全ての課
・多様な立場や環境の人が参加しやすい曜日、時間帯における講座や教室等の開催に配慮します。	生涯学習課

基本施策② 地域コミュニティにおける男女共同参画推進活動の促進

- 性別による役割の見直し、意識改革等の推進により、性別にかかわらず誰もが社会参画する条件整備に努め、地域や集落運営、方針決定の場への参画を進めます。
- PTAや町内会などのコミュニティ活動に、誰もが参画するよう啓発と促進に努めます。
- ボランティア団体の育成を図る学習活動の場を提供します。
- 市内各地域において男女共同参画を推進する人材の育成を図ります。
- 男女共同参画関連の市民活動団体を支援するとともに、ネットワーク構築を推進します。

取組の内容	担当課
・由利本荘プロモーション会議を開催し、20歳から40歳の男女が地域づくりに積極的に参画できる場を提供します。	地域づくり推進課
・地域づくり推進事業補助金を交付し、積極的な地域活動を実施する団体等を財政的に支援します。	地域づくり推進課
・年代・性別に応じた多面的な学習情報と学習機会の提供に努めます。	生涯学習課
・生涯学習におけるボランティア活動の育成・支援に努めます。	生涯学習課
・各年代層が利用しやすいよう、曜日や時間帯等に配慮し、施設利用体制の整備に努めます。	生涯学習課
・秋田県と連携し、あきたF・F推進員の活動の促進を図ります。	総合政策課
・男女共同参画ネットワーク会議を開催し、市民活動団体等との意見交換や情報交換を図り、協働体制の構築に努めます。	総合政策課

重点目標(3) 国際社会への理解と交流・協力

誰もが国際社会の一員として自覚を持ち、国際交流・協力活動に参画していくには、諸外国と積極的な交流を図りながら、外国の文化や生活習慣などを理解することが必要です。また、市内在住外国人が安心して日常生活が送れるような環境づくりを進めながら、人権・平和・環境など国際社会のさまざまな問題を学習しながら国際理解を深めていくことが必要です。

基本施策① 異文化交流の推進

- 諸外国との交流を一層推進し、関係機関と積極的な情報交換を行いながら地域レベル、市民レベルでの交流活動を支援します。
- 明日の担い手である青少年を海外に派遣し、国際的な広い視野と豊かな国際感覚を養い、地域社会の各分野で指導性を発揮できる青少年の育成を図るため、関係機関と連携して推進します。
- 市内在住の外国人への情報提供体制の充実や交流活動を推進します。

取組の内容	担当課
・秋田県立大学や国際教養大学との地域連携協定等を活用した各種交流活動の推進を図ります。	総合政策課
・国際交流関係機関からの広報媒体等の情報について、窓口配布や広報、ウェブサイト及びSNS等により周知します。	総合政策課
・中学生の海外友好都市等への派遣研修を実施します。	総合政策課
・やさしい日本語 ¹⁸ の活用などによる市内在住外国人への情報提供体制の充実を図ります。	総合政策課
・市内在住外国人を対象とした日本語教室を開催します。	生涯学習課

●指標・目標

指標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
・審議会・委員会等における女性の割合	25.4%	30%
・女性職員研修参加者数	34人	50人
・市職員の女性管理職の割合	12.8%	15%
・あきたF・F推進員の人数	7人	10人

¹⁸ 簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れた外国人にもわかりやすくした日本語。

基本目標Ⅲ

家庭・職場での男女共同参画に向けた環境づくり

現代社会は、進展する高齢化とそれを支える若年労働者の減少により、女性の労働力の必要性が高まっています。また、パートタイム、派遣労働やアルバイトなど就業形態が多様化する中、多様な価値観を反映して自己実現や経済的自立を求め、多くの女性が社会や職場に進出しています。

しかし、一般的に女性は、出産によって職場を離れることや、育児期においては仕事と家事・育児を両立させる必要があることから、男性に比べるとその労働条件や待遇について制限されるなど、適正な労働条件が確保されていない現状にあります。また、制度面においても男女雇用機会均等法¹⁹や各種休業制度などが整備されてきたものの、現実の取り扱いには依然として男女格差が根強く残っています。

性別によらず個人の能力を十分に発揮するには、雇用の場においても誰もが性別にかかわらず均等な機会を享受でき、待遇を確保されるよう、労働者間に生じている格差と就業分野・形態における性別の偏りの解消を図ることが求められます。

また、自営業や農林水産業をはじめとする各業種においても、女性は重要な役割を担っていることから、その能力が十分に発揮されるよう女性の経営参画を進めていく必要があります。さらには、経済成長とともに女性の就業意識が高まる中、女性がその価値観や経験にもとづき、新しい分野へ就業するための支援を行うことも重要です。

また、ハラスメントの防止も重要な問題です。2019年（令和元年）6月5日に女性活躍推進法²⁰等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法²¹、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法²²が改正されました（2020年（令和2年）6月1日施行）。この改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、事業主が雇用管理上必要な措置

¹⁹ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。2019年（令和元年）の改正により妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置の義務が新設された。

²⁰ 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」の略称。女性の職業生活における活躍を推進し、女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的に、国、地方公共団体、事業主の義務等を定めている。

²¹ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の略称。2019年（令和元年）の改正により「パワハラ防止法」と呼ばれるようになった。

²² 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称。2019年（令和元年）の改正により、施行日（2021年（令和3年）1月1日）より、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになった。

を講じることが義務化され、セクハラ²³、マタハラ、SOGIハラ²⁴等に対する防止対策も強化されました。

少子高齢化の進展と共働き世帯の増加に伴い、育児・介護に係る家庭の負担が非常に大きくなっています。しかしながら、そうした家族形態・生活形態の変化にもかかわらず、家事・育児・介護の比重は未だ女性に偏りがちな傾向にあります。これは、性別による労働条件の格差や就業分野・形態における偏りの原因のひとつとも考えられます。誰もが能力を発揮し、心豊かな家庭生活を送るためには、性別による役割分担意識を解消するとともに、育児や介護を含む日常生活と仕事が無理なく両立できるよう、働き方改革²⁵に対応した多様な働き方が選択できる労働環境の整備や、育児・介護と就労の両立支援に係るサービスの充実など、ワーク・ライフ・バランス²⁶の実現に向けた取組が非常に重要です。

重点目標

- (1) 就業における共生社会の実現
- (2) 女性の就業等の支援促進
- (3) 多様な生き方を選択できる環境整備
- (4) 家族での育児・介護を支える体制の整備

²³ セクシュアル・ハラスメント。2014（平成27）年の男女雇用機会均等法の指針改正により、同性に対するものも含まれることが明示された。

²⁴ Sexual Orientation and Gender Identity (=SOGI (ソジ)、性的指向及び性自認) についてのハラスメント。望まない性別での生活の強要、採用拒否や解雇など不利益な取扱いをすること。本人の了承なく SOGI を第三者に暴露すること（アウトティング）も含まれる。

²⁵ 一億総活躍社会実現に向けた、社会において当たり前とされてきた労働環境を大きく見直す取り組みの呼称。働き方改革関連法（「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が2019年（平成31年）に施行され、労働時間の長時間化の是正、正規・非正規の不合理格差の解消、柔軟な働き方の実現が図られている。

²⁶ 「仕事と生活の調和」。内閣府のWebサイト「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

●施策と取組

重点目標(1) 就業における共生社会の実現

性別で差別することなく、個人の能力にもとづいた雇用・労働条件が確保されるよう、雇用の場において男女雇用機会均等法、各種休業制度などの定着に向け啓発を図ります。また、誰もが快適に就労できるよう労働関係に関する法識字²⁷能力について啓発するとともに、関係機関と連携を密にし、労働相談や職場環境づくりを促進します。

基本施策① 多様な働き方が選択できる差別のない労働環境づくり

- 多様な就業形態に対応し、性別にとらわれない職業意識の向上を図り、誰もが対等な立場で働くことができるよう、関係機関との連携を強化し、情報誌・ガイドブック・広報等で情報の提供を行うとともに、講座や学習会等への参加促進を図ります。
- 労働相談について、関係機関と連携を密にした対応に努めるとともに、就業に関する相談情報や関係法令についても市民に分かりやすく紹介します。
- 職場における制度上の性差別をなくし、働きやすい職場環境づくりを促進するため、誰もが対等な立場として認め合い、女性の就業意識の高揚を図り、能力を充分発揮できるよう事業所等に対する啓発に努めます。
- 働き方改革や、女性活躍推進法に基づき、働く女性が活躍しやすい労働環境づくりに努めます。

取組の内容	担当課
・市の男性職員による育児・介護に関する休暇制度の取得促進を図ります。	総務課
・特定事業主行動計画 ²⁸ にもとづく取組を推進します。	総務課
・リモートワークや時差出勤など、「新たな日常」に対応した労働の仕組みづくりを推進します。	総務課
・国・県と連携しながら、企業訪問やポスター・パンフレット等によるPR活動を推進します。	商工振興課
・ハローワーク等と連携し、就職に関する情報を提供します。	商工振興課
・関係機関と連携し、労働相談に対応します。	商工振興課
・働き方改革や女性活躍推進に関する、法改正や厚生労働分野における情報の事業者等への提供に努めます。	商工振興課

²⁷ リーガル・リテラシー。自分にどんな権利があるか法律や制度を知り、その権利を行使するためにはどのように手続きすればよいか理解する能力や、知識を使いこなすことのできる能力のこと。

²⁸ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、各特定事業主（国及び地方公共団体）に策定・公表等が義務付けられた行動計画。

基本施策② あらゆるハラスメントの防止促進

- 誰もが快適に就労できる職場環境づくりを促進するため、セクシャル・ハラスメントをはじめマタハラ、パワハラなどあらゆるハラスメントの防止に向けた研修や学習の機会を充実させるよう、国や県、労働関係機関と連携して啓発に努めます。
- 市役所内部において、ハラスメントについて相談しやすい職場環境づくりを推進します。

取組の内容	担当課
・国や県と連携しながら、ポスター掲示やパンフレット配布などによる市民及び事業所へ向けた啓発を行います。	商工振興課
・市の各部署にハラスメント相談員を配置します。	総務課

重点目標(2) 女性の就業等の支援促進

女性の能力を発揮するための情報提供や起業支援などを行うとともに、多様な就業形態における条件整備を図ります。また、自営業や農林水産業をはじめとする各業種においても、重要な担い手である女性の能力が十分発揮され、経済的自立が図られるよう、経営に参画しやすい環境整備に努めます。

基本施策① 女性の職業能力開発の支援

- 就業や能力開発の情報提供に努めるとともに、ハローワークなど関係機関と連携して職業能力開発等の各種講習会等の充実を図ります。
- 女性労働者の職域の拡大や管理職への登用、また各種研修の実施による能力開発について事業主に働きかけをします。
- ハローワークとの連携により、女性の就職や、転職、再就職希望者の就職を援助するために、就職相談、求人情報の提供及び職業能力向上の支援を図るとともに、企業に対する働きかけを行います。

取組の内容	担当課
・国や県と連携しながら、ポスター掲示やパンフレット配布などによる市民及び事業所へ向けた啓発を行います。	商工振興課
・ハローワーク本荘と連携しながら、就職情報を市民へ提供します。	商工振興課
・由利本荘市職業訓練センターなどを活用した研修会等の機会の創出に努めます。	商工振興課

基本施策② 女性の就業条件の整備

- 女性が起業しやすい支援体制の整備に努めます。
- 各業種における経営が女性にとって魅力あるものとなるよう、適正な労働報酬の実現や経営への参画によって女性の地位向上を図ります。
- 家族経営協定²⁹の締結等を推進し、適正な労働報酬の実現や経営への参画によって農業等に従事する女性の地位向上を図ります。

取組の内容	担当課
・商工会と連携しながら、起業を支援します。	商工振興課
・女性活躍推進法の改正に基づく、事業者等が行うべき取組について、情報提供に努めます。	商工振興課
・各種協議会への女性委員の登用促進に努めます。	農業振興課
・県との連携により、女性農業士の育成を図ります。	農業振興課
・家族経営協定の締結を促進します。	農業委員会事務局

重点目標(3) 多様な生き方を選択できる環境整備

誰もがそれぞれの個性と能力を發揮できる社会をつくるためには、これまでの生活様式を見直し、お互いが社会的、経済的にも自立し、尊重し合える家庭環境を整備するとともに、男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。

基本施策① 家庭生活における社会教育の充実

- お互いに尊重し協力し合えるような家庭生活の推進を図るため、講座を開催します。
- 社会教育における家庭教育の学習の充実を図ります。

取組の内容	担当課
・家族や親子が参加しやすい教室・講座の開催に努めます。	生涯学習課
・家庭教育力向上のための講座の充実を図ります。	生涯学習課

²⁹ 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

基本施策② 家庭における固定化された役割分担意識の解消

- 男性が家事・育児・介護に積極的に参加できるように講座を開催します。
- 育児に関する教室の開催に際し、性別に関わらない参加の促進を図ります。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・男性の、家事、育児、家庭教育への参加促進につながる生涯学習講座を開催します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ教室、親子教室、育児離乳食教室などへの性別に関わらない参加の呼びかけを行います。 	健康づくり課
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦体験ジャケットの利用等により、安全な妊娠経過の学習機会を提供するとともに、父親の育児参加意識の向上を図ります。 	健康づくり課

重点目標(4) 家庭での育児・介護を支える体制の整備

市民が仕事と育児・介護を両立させ、仕事と育児・介護等の両立に係る負担を緩和するための支援体制を充実させます。

基本施策① 子育てに関する支援体制の充実

- 育児支援に視点をおいた乳幼児健康診査の充実に努めます。
- 少子・核家族化が進む中、子育て支援教室等を通じ育児知識の啓発向上に努めるとともに、子育ての不安解消に専門的・具体的支援を行います。
- 育児の孤立化を防ぐため、地域との関わりや父親の参加を促進し、家族の絆の認識・啓発・強化に努めます。
- 子育て相談の対応に随時取り組み、民生児童委員、保育所、認定こども園との連携により、地域と密着した子育て環境を確立するように努めます。
- 「子育て世代包括支援センター」や「こどもプラザ」の機能充実に努め、子育てに関する包括的な支援体制の強化を図ります。
- 子育てに関する経済的な支援の充実に努めます。

取組の内容	担当課
・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用促進のために情報発信を強化します。	こども未来課
・子育て世代包括支援センターの機能充実に努めます。	健康づくり課
・こどもプラザの機能充実に努めるとともに、利用促進を図ります。	こども未来課
・第2子以降が出生した世帯に、一時金として子育て支援金を支給します。	こども未来課
・保育料助成事業（第3子以降誕生による第2子以降の保育料無料化）を実施します。	こども未来課
・保育士、臨床心理士等の協力を得ながら、乳幼児健診時に育児支援や育児相談を実施します。	健康づくり課
・子育てサークル等の育成、支援及び協働の推進を図ります。	健康づくり課 こども未来課
・学校、保育園及び認定こども園などとの連携、連絡体制の強化に努めます。	健康づくり課 こども未来課 学校教育課
・5歳児健康相談事業を通じた早期からの教育相談・支援体制の構築を推進します。	健康づくり課

基本施策② 子育てに関する情報ネットワークの充実

- 各種サービスや保育所等の入所に関する情報など、妊娠期から多岐にわたる子育て支援に関する情報を、子育て中の保護者が必要なときに気軽に得られる情報提供体制を整備します。

取組の内容	担当課
・市ウェブサイト及び母子手帳機能を搭載した「子育て支援アプリふぁみりあ」を活用した情報発信の充実と利用促進を図ります。	健康づくり課 こども未来課

基本施策③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

- 保育需要への適切な取り組み(入所申請者増加への対応)を推進します。
- 保育所等への入所待機児童ゼロを維持し、子育てと仕事の両立を支援します。
- 多様な就労形態による保育ニーズの多様化に対応するため、保育施設等における各種保育サービスの充実を図ります。
- 保護者の就労や疾病などにより、放課後や長期休業中に適切な保護が受けられない小学校児童の、安心・安全な見守りの場としての放課後児童クラブ(学童保育)の確保に努めます。
- 保育施設等の整備を促進します。
- 子育ての不安を解消できるよう、保育士等の資質向上を推進します。

取組の内容	担当課
・保育所等における、一時預かり事業、延長保育、休日保育等の各種保育事業の実施を推進します。	こども未来課
・病後児保育事業を実施します。	こども未来課
・放課後児童健全育成事業(学童保育)を実施します。	こども未来課
・ファミリー・サポート・センター事業の周知及び利用促進に努めます。	こども未来課
・保育士等の資質向上のための研修の実施を推進します。	こども未来課

基本施策④ 介護を支援する制度の充実

- 在宅介護に関する相談窓口は、地域包括支援センターを中心に、24時間対応の地域型在宅介護支援センターで電話・面接・訪問などの対応をします。
- 介護保険、地域支援事業などの総合的な相談や、申請手続きの助言を行います。
- 定期的な訪問や相談などを通じて、介護方法の指導や助言を行います。
- 高齢者のための福祉用具・住宅改修に関する相談・助言を行います。

取組の内容	担当課
・ 高齢者世帯への家庭訪問を実施します。	地域包括支援センター
・ 福祉用具や住宅改修に関する相談対応を実施します。	長寿生きがい課
・ 高齢者福祉に関する情報について適切な周知を行います。	長寿生きがい課
・ 家族介護者教室を開催します。	地域包括支援センター

基本施策⑤ 介護負担軽減のための支援の充実

- 家族介護支援事業を実施し、介護者の負担軽減を図ります。

取組の内容	担当課
・ 在宅寝たきり高齢者等介護手当を支給します。	長寿生きがい課
・ 介護者を対象に、心身のリフレッシュや情報交換の場として家族介護者交流事業を実施します。	地域包括支援センター
・ 家族介護用品を支給します。	長寿生きがい課

●指標・目標

指標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
・男性職員の育児休業取得率(市役所)	9.7%	50%
・男性の育児休業取得率(民間)	8.8%	22%
・家族経営協定の締結数	52件	58件
・マタニティ教室父親参加率	77.5%	95%
・子育て満足度	95%	100%
・こどもプラザ利用者数	—	14,500人
・子育て支援金支給件数	第2子 107件 第3子以降 49件	第2子 130件 第3子以降 80件
・乳幼児健診受診率	100%	100%
・5歳児健康相談参加率	96.6%	100%
・子育て支援アプリの アプリ登録ユーザー数	670人 (R6年3月末見込み)	910人
・ファミリー・サポート・センター会員数	300人	180人
・家族介護者教室実施回数	27回	27回

基本目標Ⅳ

生涯にわたる健康と安心を支える社会づくり

誰もが個性・能力を十分に発揮し、社会に参画するためには、生涯にわたって心と体が健康でなければなりません。趣味や生きがいづくりといった生涯学習や、自殺対策などを含めた心の健康、スポーツ・レクリエーションの啓発・推進などによる身体の高齢維持に係る取組を充実させるとともに、あらゆる機会における正しい知識の普及・啓発にも努めて参ります。特に女性は、妊娠や出産というライフステージに直面することから、健康維持・増進を図りながら安心した生活を送ることができるよう支援する必要があります。

また、自立した生活を送り、ともに社会を支える一員として社会参画に取り組む上で困難を抱えやすい、ひとり親、障がい者及び高齢者、または現に困難を抱えている生活困窮者、ひきこもり、ニートといったすべての人々のニーズを施策に反映し、各種相談、経済的支援、社会参画の機会創出など、支援の充実を図り、誰ひとり取り残すことのない社会を目指します。

さらに、誰もが安心して生活を送る上で、男女平等参画の視点に立った防災対策も重要です。国では、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災、2004年（平成16年）の新潟県中越地震の経験を踏まえ、平成17年に、防災基本計画に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、第2次男女共同参画基本計画において、新たな取組を必要とする分野の一つとして防災（災害復興を含む）を位置付けて以来、2020年（令和2年）に閣議決定された第5次計画に至るまで、重点分野の一つとして推進しています。こうした動きを踏まえ、本市としても、平常時における施策・方針決定過程における女性の参画や備蓄の推進などの災害への備えから、災害発生時の避難所運営における多様な立場の人々（子ども、若年女性、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティなど）への配慮などの対策、復旧・復興に至るまでの対策を新たに本計画に登載し、推進して参ります。

重点目標

- (1)生涯にわたる市民の心と身体の高齢増進
- (2)誰もが安心して暮らせる環境の整備
- (3)男女共同参画の視点に立った防災対策

●施策と取組

重点目標(1) 生涯にわたる市民の心と身体 の健康増進

男女共同参画社会を実現するためには、誰もがそれぞれの身体の特徴を理解しながら、思いやりを持って生きていくことが大切です。特に、女性は妊娠・出産のための生理的機能が備わっていることから、自らの身体について正しい情報を得て、生涯にわたり健康を享受できるよう環境の整備を図ります。

基本施策① 母子保健に関する知識の普及とサービスの充実

- 母子健康手帳の交付により、健康状態の把握と保健指導・健康相談を行いながら、妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の周知と母性保護の重要性についての知識の啓発・普及に努めます。
- 多様な性に関する正しい知識の啓発・普及に努めます。
- 健全な母体管理のために、妊婦健康診査の充実と健やかな子どもを育てるための体制づくりに努めます。

取組の内容	担当課
・母子健康手帳交付時に、妊婦の健康状態の把握、保健指導及び健康相談を実施します。	健康づくり課
・妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の周知及び母性保護の重要性についての知識の普及・啓発を図ります。	健康づくり課
・多様な性に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。	健康づくり課
・妊婦健康診査費の助成を実施します。	健康づくり課

基本施策② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ³⁰の意識の啓発

- 幼少期から命の尊さについての教育に努めるとともに、保護者となる意識を高めるため、学校や関係機関との連携を図り、知識の普及と啓発に努めます。

取組の内容	担当課
・こころの健康づくり教室の開催など、命の大切さや性感染症についての学習機会を提供します。	健康づくり課
・子宮頸がん予防ワクチン接種料を助成します。	健康づくり課

³⁰ 性と生殖に関する健康・権利。生涯を通じて女性の健康について、自己決定を保障する考え方。具体的には、「安全で満足な性生活を営めること」「いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」などを指します。

基本施策③ 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進

- 健康保持増進のため、ライフスタイルに応じた健康教室や健康相談の充実に努めます。また、運動の習慣化及び高齢者の運動機能低下予防の継続的な支援により「健康寿命の延伸」を目指します。
- がん検診をはじめとした各種検診内容の充実や啓発活動に努め、検診率の向上を図ります。
- 生活習慣病を予防し、実り豊かな人生を送るために、町内・事業所・地域が一体となった健康づくりに努めます。
- 保健センター等を拠点とし、地域ごとに参加できる介護予防のための各種教室等を実施し、自立した健康的な生活を支援します。
- 薬物の乱用防止の啓発を、さらに推進します。また、学校教育においては、保健学習として薬物の危険性について学習するとともに、薬物乱用防止の意識啓発に取り組みます。
- 趣味や生きがいの啓発のため、生涯学習を推進します。

取組の内容	担当課
・ <u>インターバル速歩³¹</u> 普及事業を実施します。	健康づくり課
・ 胃がんやその他の消化器疾患予防についての情報提供及び幅広い世代への検診に対する意識啓発を図ります。	健康づくり課
・ 「こころの相談日」を開催し、精神分野に関する相談に対応します。	健康づくり課
・ 自立した生活を支援するため、一般介護予防教室を実施します。	地域包括支援センター
・ 市自殺対策計画に基づく事業を推進します。	健康づくり課
・ 高齢者のサロンや地域ミニデイサービス等で健康相談を実施します。	地域包括支援センター
・ 小中学校において、薬物乱用防止に関する学習指導を推進します。	学校教育課
・ 趣味や生きがいの啓発のため、生涯学習活動団体の周知および生涯学習講座を実施します。	生涯学習課

³¹ 「速歩」と「ゆっくり歩き」を交互に繰り返すウォーキング法。信州大学の研究により、5カ月間継続することで、体力20%向上、高血圧・高血糖が20%改善、医療費の20%削減に結びつくことが実証されている。

基本施策④ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援

- 親子を対象にしたスポーツ教室の実施によって、スポーツ活動の日常化を図ります。
- 高齢者の健康増進、運動の習慣化を図るためのスポーツ教室を開催します。
- 総合型地域スポーツクラブを推進し、スポーツを通じたコミュニティづくりを目指します。

取組の内容	担当課
・ミニチャレンジデー等で各種スポーツ教室を実施します。	文化・スポーツ課
・高齢者を対象とした健康スポーツ教室を実施します。	文化・スポーツ課
・総合型地域スポーツクラブの育成及び会員数の増加を図ります。	文化・スポーツ課

重点目標(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

長寿社会を豊かな社会としていくため、高齢者や障がい者、生活困窮者が経済的にも自立し、安心した生活を送ることができるよう、支援体制の充実と環境の整備を図ります。

また、ひとり親家庭への経済的支援や育児支援、ニートや引きこもり、不登校といった困難を抱える若者や子どもへの自立支援の充実を図り、誰ひとり取り残すことなく、安心して暮らすことのできる社会環境の整備を目指します。

基本施策① 高齢者に対する福祉の充実

- 高齢者の実態把握により、福祉の充実を図ります。
- 地域支援事業等の高齢者福祉サービス情報を提供します。
- 積極的な社会参加のための老人クラブ活動や事業に対する支援と、就業機会の提供に関して支援します。
- 栄養バランスのとれた配食サービスにより、生活支援を図ります。
- 総合相談体制を整備し、民生児童委員等地域における相談体制の充実を図ります。
- 各種高齢者団体が主催する文化活動、スポーツ大会、子どもとの世代間交流事業を支援します。
- 認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりを進めます。

取組の内容	担当課
・ 高齢者世帯台帳を作成・管理し、実態を把握します。	地域包括支援センター
・ 老人クラブ活動の支援を実施します。	長寿生きがい課
・ 高齢者の実情に合わせた配食サービスの実施に努めます。	地域包括支援センター
・ 「福祉ガイド」を作成・活用し、高齢者福祉サービスに関するわかりやすい説明に努めます。	長寿生きがい課
・ 地域ケア会議を開催し、高齢者支援のためのネットワーク構築を図ります。	地域包括支援センター
・ 地域ミニデイサービス事業など、地域間・世代間交流活動を推進します。	長寿生きがい課
・ 各関係機関との連携により、各種相談に対応します。 ○心配ごと相談（高齢者地域支援体制整備評価事業） ○在宅福祉相談員の戸別訪問	地域包括支援センター
・ 認知症サポーターの養成をはじめとする認知症の方を支える体制づくりを推進します。	地域包括支援センター

基本施策② 障がい者の社会参加の促進と自立支援

- 障がい者社会参加促進事業により、障がい者の社会参加と自立を図ります。
- 障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本としながら、障がい者の地域での自立した生活を支援していきます。
- 関係機関と連携し、生活困窮者の把握と支援に努めます。

取組の内容	担当課
・意思疎通を図る事が困難な方との意思疎通を仲介するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	福祉支援課
・手話奉仕員養成事業を実施します。	福祉支援課
・要約筆記奉仕員等養成事業を実施します。	福祉支援課
・文字による情報入手が困難な方のために「声の広報（CD-R）」を無料配布します。	福祉支援課
・福祉機器リサイクル事業（特殊ベッド、車椅子の貸与）を実施します。	福祉支援課
・市社会福祉協議会によるボランティアに関する啓蒙活動及び各ボランティア団体への人的支援を実施します。	福祉支援課
・自動車運転免許取得費、自動車改造費助成事業を実施します。	福祉支援課
・就労移行支援・就労継続支援事業を実施します。	福祉支援課
・障がい者雇用サポートセンターやハローワークと連携した就労等の相談支援事業を実施します。	福祉支援課
・社会福祉協議会や民生委員および関係各課と連携した生活困窮者の把握と支援を実施します。	福祉支援課

基本施策③ ひとり親家庭に対する各種相談・生活支援

- 就労や育児などにおいて困難を抱えるひとり親家庭に対し、適切なサービスに関する情報提供や各種相談に対応します。
- 経済的に困難を抱えるひとり親に対して、負担を軽減できるよう支援します。

取組の内容	担当課
・母子・父子自立支援員を配置し、支援サービスに関する情報提供など各種の相談に対応します。	こども未来課
・児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等による経済的支援を行います。	こども未来課
・ハローワークとの連携、自立支援教育訓練給付金の給付等により就労を支援します。	こども未来課

基本施策④ 困難を抱える子どもや若者の育成支援

- 自立した生活や社会参画において困難を抱える不登校児童、ひきこもり、ニートなどの問題に対し、相談・支援等の取組を実施します。
- 子どもの貧困対策の推進、社会的養護の普及・促進を図り、困難を抱える子どもの育成支援に努めます。
- ヤングケアラー³²の認知度向上のため、情報発信を行います。

取組の内容	担当課
・不登校児童に対し、適応指導教室（本荘ふれあい教室）の実施などにより支援を実施します。	学校教育課
・ひきこもり、ニートなど困難を抱える若者に対する相談を実施します。	福祉支援課
・「由利本荘市子どもの生活応援計画」に基づき、子どもの貧困対策に係る事業を推進します。	こども未来課
・県やフォスタリング機関 ³³ 等と連携し、里親制度等の社会的養護に関する制度の普及・促進に努めます。	こども未来課
・ヤングケアラー専用相談窓口、相談専用電話をこども未来課に設置します。相談があれば庁内関連部署が連携して、適切な支援に繋がるよう、市民に向けて情報発信を進めます。	こども未来課

重点目標(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策

過去の東日本大震災をはじめとする大災害の発生時には、避難所における女性用品など日用必需品の不足、授乳や着替え場所の未設置、性別による固定化した役割意識による不平等などの問題が発生したことから、近年、防災対策における男女共同参画の視点の重要性が叫ばれています。性別、年齢、国籍、宗教などの違いによる多様な視点に立ったニーズの把握、リスクマネジメント、体制作りを推進し、災害時、さらには復旧・復興時を見据えた対策を推進します。

³² 法令上の定義はないが、一般に、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子どもとされている。

³³ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務を実施する機関。里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）などを行う。

基本施策① 災害への備え

- 災害発生に備え、平常時において男女共同参画の視点を踏まえた研修や訓練の実施を検討するとともに、多様なニーズに対応するための備蓄の推進に取り組みます。
- 地域防災計画等に女性の視点を取り入れるため、防災会議等の政策・方針決定の過程に係る女性の登用を推進します。

取組の内容	担当課
・男女共同参画の視点を含めた研修・訓練等の実施を検討します。	危機管理課
・防災会議や自主防災組織の役員について、女性の登用・参画を促進し、女性の視点に立った防災対策を推進します。	危機管理課
・生理用品、ミルク、おむつ等の備蓄を推進します。	危機管理課

基本施策② 災害発生時の対応

- 避難支援において、多様な立場を考慮した適切な情報提供体制について検討します。
- 避難所運営における、女性をはじめとする多様な立場の人々のニーズ把握に努め、運営に反映するとともに、相談体制の構築に努めます。

取組の内容	担当課
・迅速な避難支援を行うため、情報伝達手段の多様化に努めます。	危機管理課
・避難所等で災害対応を行う女性職員や女性消防団員を支援し、心身の健康に配慮します。	危機管理課
・妊産婦、若年女性、乳幼児、高齢者、外国人、障がい者、性的マイノリティ等、多様な立場の人々に配慮した避難所運営に努めます。	危機管理課
・女性に対する性暴力の防止や安全確保、その他ニーズへ対応するための相談体制の構築に努めます。	危機管理課

基本施策③ 復旧・復興

- 平常時から、関係各課との継続的な連携体制の構築に努めます。

取組の内容	担当課
・女性の早期の生活再建や生活環境の改善を図るため、関係各課との連携に努めます。	危機管理課

●指標・目標

指標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
妊婦健康診査実施率	100%	100%
母子健康手帳交付時健康指導実施率	100%	100%
乳児訪問実施率	99.2%	100%
小中学校健康づくり教室実施率	79.2%	100%
インターバル速歩体育館利用登録者数	939人	1,270人
胃がん検診精検受診率	76.7% (H30)	100%
中学生ピロリ菌抗体検査同意率	98.4%	100%
地域ミニデイサービス新規開設数	1箇所	15箇所
総合型地域スポーツクラブのクラブ数	2クラブ	2クラブ
認知症サポーター数	10,936人	16,000人
就労系福祉サービス新規利用件数	47件	55件
防災会議への女性の登用(第9号委員)	2人	3人